

平成30年度軽自動車税

役場より5月1日付けで納税義務者に「納税通知書」を送りました。5月末までにお納めください。

なお、自動車税と異なり軽自動車税には月割課税制度はありません。4月1日時点の所有者が4月2日以降に廃車・名義変更などをしても、その年度の税金は全額おさめていただく必要があります。税額については以下のとおりです。

(1) 原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車等

以下の車両については、購入や登録の時期に関わらず、平成28年度より全ての車両について税率が改正されております。

車 種		税率(年税額)
原動機付自転車	原付一種(総排気量50cc以下)	2,000
	原付二種(乙)(総排気量50cc超90cc以下)	2,000
	原付二種(甲)(総排気量90cc超125cc以下)	2,400
	ミニカー(総排気量20cc超50cc以下)	3,700
軽二輪車(125cc超250cc以下)		3,600
小型特殊自動車	農耕作業用	2,000
	その他	5,800
二輪の小型自動車(250cc超)		6,000
被牽引車		3,600

(2) 三輪、四輪以上の軽自動車

新車新規登録が平成27年4月1日以降の車両【※2】、新車新規登録から13年を超える車両(重課)【※3】については平成28年度より改正された税率が適用されますが、新車新規登録が平成27年3月31日までの車両【※1】については税率の変更はありません。

車 種			税率(年税額)		
			新車新規登録が平成27年3月31日以前【※1】	新車新規登録が平成27年4月1日以降【※2】	新車新規登録から13年を経過した車両【※3】
三輪(660cc以下)			3,100	3,900	4,600
四輪以上 (660cc以下)	乗用	営業用	5,500	6,900	8,200
		自家用	7,200	10,800	12,900
	貨物用	営業用	3,000	3,800	4,500
		自家用	4,000	5,000	6,000

(注)新車新規登録の年月は、自動車検査証の「初度検査年月」で確認できます。

(3) グリーン化特例(軽課)※特例措置が2年延長となりました。

一定の環境性能を満たす車両については取得した日の属する年度の翌年度に限り、税率を軽課する特例措置が適用されます。

車 種			標準税率	●電気軽自動車 ●天然ガス軽自動車 平成30年排出ガス適合。または平成21年排出ガス10%低減	●乗用 平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ平成32年度燃費基準+30%達成車 ●貨物用 平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ平成27年度燃費基準+35%達成車	●乗用 平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ平成32年度燃費基準+10%達成車 ●貨物用 平成30年排出ガス基準50%低減達成かつ平成27年度燃費基準+15%達成車
三輪(660cc以下)			3,900	1,000	2,000	3,000
四輪以上 (660cc以下)	乗用	営業用	6,900	1,800	3,500	5,200
		自家用	10,800	2,700	5,400	8,100
	貨物用	営業用	3,800	1,000	1,900	2,900
		自家用	5,000	1,300	2,500	3,800

お問い合わせ先：町民課税務係 電話 55-2314